

3. 地ごしらえ指針

3.1. 目的

樹木の準備作業として、つる類や灌木等を除去して林地を整理し、作業路を整備する。

地ごしらえの実施に当たっては、現地の自然植生を森林の更新に極力活用することを基本方針として実施する。

3.2. 地ごしらえ対象個所の調査

植樹地域となる人工林内のギャップ個所の下見を行い、境界を明確にするためのテープ張り等を行う。

対象区域の見取り図を作成して、植樹面積を見積もる。

区域内の植生を調査し、ケヤキ、カエデなど将来に亘って育成することが重要な広葉樹の幼樹や稚樹には目印をつけ保残する。

3.3. 地ごしらえの実施

地ごしらえの方法は、原則として全刈り筋置きとする。

灌木の伐根はできるだけ低くそろえ、枝は、適当な長さに切断する。

枝条等は、10～20メートル間隔で水平方向へ筋置きする。

枝条等の巻き立ては、落石防止を兼ねたものとなるように、事前にその位置を設計しておき、灌木の伐根を高くして残したり、杭を打って留めにする。

巻き立て作業では、先端が二俣した2メートル程度の巻き立て棒をあらかじめ作製しておき、数人で横に並んで、できるだけ幅を狭く、高く巻き立てる。

3.4. 作業路の作設

あらかじめ作設計画を立てておき、作業路作設班を作り、地ごしらえと平行して効率よく作製する。

急傾斜地では路肩が崩れないよう、土留めとして間伐丸太等を活用する。土留めの丸太が崩れて植樹木に被害を及ぼさないよう、丸太は針葉樹によりしっかり杭打ちをして固定する。

3.5. 安全最優先

常に安全に配慮。特に落石に注意。浮石など危険物の排除。

上下作業の禁止。刃物の近接作業の禁止。